

TPY-2レーダーに係る質問・確認事項（第4回）

平成25年7月8日
京 都 府

今まで3回にわたり質問をさせていただき、回答をいただいていたところですが、今回、これまでの回答内容等を踏まえた上で、改めて質問・確認をさせていただきたく、明確にお答えいただきますよう、よろしくお願いいたします。

1 日本に対するメリットについて

TPY-2レーダーの我が国2基目の配備が必要であることについて、以下の質問に対して、再度説明されたい。

<日本に対するメリット>

(1) TPY-2レーダー2基目の配備における日本のメリットについては、TPY-2レーダーの情報が自衛隊にリアルタイムに共有され、他のレーダーと併せ、より精密かつ確実なミサイルの探知・追尾等が可能となり、また、複数飛来した場合でも対応が可能となるなど、我が国の防衛力の向上に資することになると理解していますが、我が国のミサイル防衛の考え方と併せて、再度確認されたい。

<経ヶ岬に配備する理由>

(2) 経ヶ岬を最適の候補地とする最大の理由と、レーダーを海岸沿いに設置する理由を説明されたい。

2 危機管理対応について

TPY-2レーダーの配備に伴って、地域住民を守るため、国としてどのような体制をとっていただけるのか、以下の質問に対して、説明されたい。

(1) レーダーの配備により、京丹後市が標的になり府民が危険に晒されることはないかとの懸念に対して、どのように対応されるのか。

(2) レーダーの経ヶ岬への追加配備に当たって、自衛隊として、また、日本国として、レーダー基地に対してどういう防御体制をとられるのか。

①ミサイル攻撃に対する防御体制

②テロなどへの警戒・警備体制

③自衛隊員の警備体制（体制強化のため、増員などの対応が必要だと考えるがどうか）

3 住民等への影響及び影響に対する具体的な対応について

TPY-2レーダーの配備に伴って、住民生活への影響が心配される点について、国としての考え方や対応方策を、再度説明されたい。

<電磁波の生体等への影響、立入禁止区域>

本府においても、電磁波の専門家を参与に委嘱し、参与会を開催するなどして検証を行っている。参与からは、立入禁止区域が「電波防護指針」の基準内で設定されれば「人体等に影響は無い」等の意見をいただいているところであるが、

- (1) 立入禁止区域の細部については現在関係機関で検討中と回答されていますが、どの程度の範囲になるのか示されたい。
- (2) 海上やレーダーの側方及び後方を立入禁止区域に設定しないのは、サイドローブによる電磁波の影響が電波防護指針に示された指針値未満であると理解するが、それで良いか。
- (3) T P Y-2 レーダーへ電力を供給する発電機からも電磁波が発生すると思われるが、立入禁止区域の設定がなされないのは、電波法や電波防護指針の基準に満たないことによるのか。
また、電気設備に関する技術基準を定める省令の基準（例えば、一般公衆が立ち入り可能な箇所で、磁束密度を $200 \mu\text{T}$ 以下に施設しなければならないという基準等）は守られるのか。

<電波干渉>

- (4) 本府の参加会では、「船舶用レーダーに干渉があったとしても映像に少し影響が出るかもしれないが、直ぐに消える程度と思われる」との意見であったが、レーダーの電磁波により、テレビ、ラジオ、漁船の無線やGPSなど、住民生活に必要な機器類へ影響が生じないのか。また、電波干渉対策や生じた場合の対処策はどうか。

<飛行制限区域>

- (5) 飛行制限区域については、日本海側に向かって半径6KMの半円柱形の飛行制限区域が設けられると理解していますが、それで良いか。

<緊急時のヘリの運航>

- (6) ドクターヘリや海難事故救出のためのヘリの運行について、「レーダーの停波も含めた柔軟なヘリの運航を可能とする措置についての調整要領を米側及び関係機関と確立することを考えている」と回答されていますが、停波の要請などの必要な措置はどのように行われるのか。

<鳥への影響>

- (7) 本府の参加会では、海鳥への影響について、「鳥がレーダーの近傍を通過するにしても、通過時間が短く継続的に照射される可能性は小さいことから熱作用による影響は考えにくい」との意見であったが、海鳥等への影響の有無について確認されたい。

<騒音>

- (8) 経ヶ岬における防音対策について、具体的な対策を説明されたい。

<水問題>

(取水)

- (9) 米軍基地及び自衛隊基地に必要な水の取水について、地元との調整内容も含め、具体的にどのように対応されるのか説明されたい。また、尾和用水など、事業実施中のものに対する具体的な対応方を説明されたい。

(排水)

- (10) 使用された水の排水の適正処理を具体的にどのように行うのか。

<景観問題>

- (11) 配備候補地一帯は国定公園であり、また、世界ジオパークにも指定されています。景観との調和について、外柵を緑色にすることに止まらず、景観保全のための具体的な対応が必要であると考えますがどうか。

4 治安問題について

治安問題については、レーダーが配備されることとなれば、京都府としてもしっかりと対応していく所存であるが、治安問題に対する具体的な対策について、説明されたい。

<警戒・警備体制>

(1) 周辺地域・集落などの住民に対するミサイル防衛やテロ対策などの警備・警戒体制について、具体的方策を示されたい。また、巡回パトロールを定期的を実施されるとのことであるが、班編制や頻度はどうか。

<京都府警との連携>

(2) 警察との関係において、防衛省（自衛隊）として、具体的にどのような対応を行うのか。

<連絡会の効果>

(3) 国、米軍、関係自治体、警察、地域町内会代表等によって構成される事件・事故防止のための連絡会を設置するとのことであるが、この連絡会は、具体的にどのような調整を行うのか。また、どのような効果が期待できるのか。

<事件・事故の未然防止>

(4) 米軍関係者による事件・事故の未然防止策について、具体的に説明されたい。

<事件・事故が発生した場合の対応>

(5) 米軍関係者による事件・事故が発生した場合、例えば公務外の事件が発生した場合は、「その示談交渉の進捗について、随時、現地米軍の法務担当者（日本人従業員）から聴取するなどし、必要に応じて、迅速かつ適正な補償がなされるよう申し入れなどを行っており、また、被害者の方から賠償請求に関するご相談や苦情等があれば、その内容を踏まえ、米軍や被害者との間に立って調整を行うなど、当事者間の示談が円滑に進められるよう、できる限りの支援を行っているところ」と回答されているが、公務上・公務外を問わず、米軍関係者による事件・事故が発生した場合は、円滑に示談が進むよう、国が調整窓口となるべきと考えるがどうか。

5 地域に対する具体的なメリットについて

地域に対する具体的なメリットについて、具体的に説明されたい。

<道路整備等>

(1) 米軍大型車両等が通行し、他の車両とのすれ違いへの支障や歩行者への危険、道路の損傷等が発生する場合に加え、危機対応のためには半島全体の避難経路の確保が必要であり、基幹道である国道178号の広域的整備への支援や、国道・府道・市道を問わない対応が行っていただけだと理解しているがどうか。

<交付金等>

(2) 地域に対する具体的なメリットとして、米軍再編特措法に基づく交付金の交付、周辺環境整備法に基づく助成、施設建設工事等に伴う地元への支出、飲食等に伴う地元への支出、地元住民の雇用などが挙げられているが、再度、考えを説明されたい。

6 地域と防衛省の窓口について

現地に連絡・相談窓口を継続的に設置し、健康や人体に対する影響に関する不安、風評被害に関する疑問、農林水産物への影響に関する疑問、米軍による事件・事故など治安等に関する不安など、レーダー配備に伴う地域住民の様々な疑問・不安に対し真摯に対応していくとのことであるが、再度確認されたい。